

干害対策等特別事業（干害対策）実施要領

平成8年10月9日付 耕第1514号

改正 平成19年1月11日付 農村第23号

農林水産部長

第1 補助の対象

補助の対象は、毎年4月1日から9月30日までの間において生じた干害に対し、水田及び畑に係るものにあつては、連続旱天日数(日雨量が5ミリメートル以下の日は旱天日数とみなす。以下同じ。)が20日以上又は30日間の総雨量が100ミリメートル以下である地域（以下「連続旱天地域」という。）及び用水源の流域が連続旱天地域であることによって干害を生じた地域並びに果樹園に係るものにあつては、連続旱天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60ミリメートル以下である地域（以下「果樹園連続旱天地域」という。）及び用水源の流域が果樹園連続旱天地域であることによって干害が生じた地域において同期間内に干害対策特別事業（以下「対策事業」という。）を実施した市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は共同施行者とする。

第2 補助の措置

1 補助対象事業の規模

補助対象事業の規模は、団地ごとに2の(1)(2)に掲げる経費の合計額または、(3)に掲げる経費の合計額がそれぞれ10万円以上の場合とする。

2 補助の対象

- (1) 水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水を確保するための工事（原則として、今後の干害に備えて引き続き利用できるものに限る。）に必要な経費
- (2) 揚水機（揚水機専用動力機を含む。）及び揚水機の付属部品の購入（今後の干害に備えて引き続き管理する目的をもって行った購入に限る。）及び賃借に必要な経費
- (3) 農業用水確保のために使用した給水車・タンク車等及びタンクの賃借に必要な経費

3 補助率

40パーセントただし、2の(2)・(3)に係るもので、共同施行者が実施したものについては25パーセント

第3 事業の範囲

対策事業の事業費の範囲は、工事のため直接必要な本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、工事雑費及び事務雑費（ただし、国庫対象となったものに限る。）とし、その算定については農地農業

施設災害復旧事業事務取り扱い要綱（昭和 40 年 9 月 10 日付け 4 0 農地 D 第 1 1 3 0 号農林事務次官依命通達）に準ずるものとする。

第 4 事業費の決定等

1 関係書類等の整備

事業実施者は、対策事業を実施した結果に基づき出来高調書、機械器具及び材料の購入費、賃借料等の証拠書類その他、対策事業の実施を証する書類並びに写真を整備するものとする。

2 出来高調書の提出

農村振興課所管補助金交付要綱の規定により補助を受けようとする事業実施者は、出来高調書（別紙様式第 1）を添えて、市町村長に提出するものとする。

市町村長は、提出された書類を審査のうえ適当と認めたものについて、事業申請書（別紙申請様式第 1）に出来高調書（別紙様式第 1）・総括表（別紙様式第 2、2-1）・団地別一覧表（別紙様式第 3、3-1）を添えて、各農林総合事務所等を経由して知事に提出するものとする。

3 事業費の決定

知事は、前項の規定により事業申請書等を受理したときは、係官を現地に派遣し関係書類等により事業の完成状況の調査を行い適正な事業費を決定し、その結果を事業実施者に通知するものとする。

第 5 事業の実施は、この要領に定めるもののほかは、農林水産部長が別に定めるところによる。

附則 平成 19 年 1 月 11 日 一部改正